

○宍粟市一宮温泉施設条例

平成17年4月1日

条例第137号

注 令和8年3月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 市民の福祉の向上と健康増進に供するとともに、都市住民との交流による地域の活性化を図ることを目的として、宍粟市一宮温泉施設（以下「温泉施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 温泉施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 一宮温泉「まほろばの湯」

位置 宍粟市一宮町三方町624番地1

(業務)

第3条 温泉施設は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 浴場業務に関すること。
- (2) 市民の健康増進を図るための休養の場を提供すること。
- (3) 都市との交流活動の推進に関すること。
- (4) 温泉資源の有効活用に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、目的達成のために必要な業務

(休業日)

第4条 温泉施設の休業日は、毎週火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同条に規定する休日でない日）とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開業し、又は休業することができる。

2 前項の規定にかかわらず、温泉スタンドの休業日は、設けない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休業することができる。

(開業時間)

第5条 温泉施設の開業時間は、午前10時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開業時間を変更することができる。

(利用の許可)

第6条 温泉施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に温泉施設の管理運営上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の許可の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により前条の許可を受けたとき。
- (2) 温泉施設の設置の目的又は前条の規定により許可を受けた利用の目的以外に温泉施設を利用し、又は利用しようとするとき。
- (3) 温泉施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 市長の指示に従わないとき。
- (5) 前条第2項の条件に違反したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、温泉施設の管理上支障があるとき。

(利用許可事項の変更)

第8条 利用者が第6条の規定により許可を受けた事項を変更し、又は利用を中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(使用料)

第9条 第6条の規定により温泉施設の利用の許可を受けた者は、市長に当該施設の利用に係る料金（以下「使用料」という。）を納めなければならない。

- 2 使用料の額は、別表に定める額とする。ただし、当該額には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税（以下「消費税等」という。）の額に相当する金額を加えるものとし、消費税等の額の算定において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特に必要と認めた場合、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付等)

第11条 市が、既に収入として收受した使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由により、第7条による取消し又は第8条による変更、中止の承認を受けた場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- 2 市長が、第7条の規定に基づき許可を取消した場合において、利用者が被る損害については、市は一切賠償の責めを負わない。

(指定管理者による管理)

第12条 温泉施設の管理は、宍粟市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年宍粟市条例第15号）の定めるところにより、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により温泉施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、前条までの条項中「市長」及び「市」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 第1項の場合において、第4条、第5条、第9条第2項及び第10条に規定する部分については、市長の承認を得なければならない。

4 第1項の場合において、利用料金については、指定管理者に収受させる。

(指定管理者の業務)

第13条 指定管理者は次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条各号に掲げる業務

(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が温泉施設の管理上必要と認める業務

(利用料金への読み替え)

第14条 第12条の規定に基づき、温泉施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、第9条以降の条項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第9条第2項中「別表に定める額」とあるのは「別表に定める額の範囲内で市長が認めた額」と、「これを切り捨てる」とあるのは「指定管理者が定める方法により処理する」と読み替えるものとする。

(原状回復義務)

第15条 利用者は、温泉施設の利用を終了したとき又は第7条各号のいずれかの規定により利用の許可を取消されたときは、速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第16条 利用者は、故意又は過失により施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、温泉施設の管理について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の一宮町温泉施設の設置及び管理に関する条例(平成14年一宮町条例第16号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった利用料金の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

(休業日の特例)

- 4 令和4年3月31日までの間、温泉施設の休業日は、第4条第1項の規定にかかわらず、毎週月曜日から金曜日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開業し、又は休業することができる。

(使用料の特例)

- 5 令和4年3月31日までの間、温泉施設の使用料は、第9条第2項及び別表の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

| 区分 | 金額 | 備考 |
|-----------|----------------|---|
| 大人（中学生以上） | 1人1回につき 600円 | 家族風呂を利用する場合は、家族風呂の金額に1人当たりの金額を加算した額とする。 |
| 小人（4歳以上） | 1人1回につき 300円 | |
| 家族風呂 | 1時間当たり 2,000円 | |
| 温泉スタンド | 20リットル当たり 100円 | |

附 則（平成17年12月27日条例第242号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際に、現に改正前の宍粟市一宮温泉施設条例（平成17年宍粟市条例第137号）第6条の規定により管理委託している施設については、平成18年9月1日（同日前に地方自治法第244の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定期間の開始日の前日）までの間は、なお従前の例による。

附 則（令和3年9月10日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年12月19日条例第38号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例により改正するそれぞれの条例の規定による施設の利用のうち、施行日の前日から施行日にかけてするものの、当該利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和8年3月18日条例第11号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例により改正するそれぞれの条例の規定による施設の利用のうち、施行日の前日から施行日にかけてするものの、当該利用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

（令8条例11・一部改正）

| 区分 | 金額 | 備考 |
|-----------|----------------|---|
| 大人（中学生以上） | 1人1回につき 1,000円 | 家族風呂を利用する場合は、家族風呂の金額に1人当たりの金額を加算した額とする。 |
| 小人（4歳以上） | 1人1回につき 500円 | |
| 家族風呂 | 1時間当たり 3,900円 | |
| 温泉スタンド | 20リットル当たり 100円 | |

○宍粟市一宮温泉施設管理規則

平成17年12月27日

規則第195号

宍粟市一宮温泉施設管理規則（平成17年宍粟市規則第107号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宍粟市一宮温泉施設管理条例（平成17年条例第137号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、宍粟市一宮温泉施設（以下「温泉施設」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用の許可の基準）

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第6条の許可をしないものとする。

- （1） 公の秩序又は善良の風俗を乱す恐れがあるとき。
- （2） 温泉施設又は設備を損傷する恐れがあるとき。
- （3） 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、温泉施設の管理上支障があるとき。

（遵守事項）

第3条 温泉施設を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 所定の場所以外において喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- （2） 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるおそれがある物品又は動物の類を携帯しないこと。
- （3） 騒音を発する等の他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- （4） 許可なしに物品の販売、宣伝その他これに類する行為をしないこと。
- （5） 許可なしに宣伝文、ポスター、ビラ等を配布し、若しくは掲示し、又はくぎ等を打たないこと。
- （6） 前各号に掲げる事項のほか、温泉施設の管理上不適当な行為をしないこと。

（入場の拒否等）

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対して、温泉施設への入場を拒否し、又は退去を命ずることがある。

- （1） 泥酔者
- （2） 前条の規定に違反し、又はおそれがある者

（利用料金の承認等）

第5条 条例第12条の規定に基づき、温泉施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、利

用料金を定めるときは、指定管理者は一宮温泉まほろばの湯利用料金承認申請書（様式第1号）により、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を認めたときは、一宮温泉まほろばの湯利用料金承認書（様式第2号）により、指定管理者に通知するものとする。

3 温泉施設の利用料金を変更するとき、前2項の規定の例によるものとする。

4 利用料金の減免基準を定めるときは、指定管理者は一宮温泉まほろばの湯利用料金減免承認申請書（様式第3号）により、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

5 市長は、前項の規定による申請を認めたときは、一宮温泉まほろばの湯利用料金減免承認書（様式第4号）により、指定管理者に通知するものとする。

（読み替え）

第6条 条例第12条の規定により温泉施設を指定管理者に行わせる場合は、第2条及び第4条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（公告等）

第7条 市長は、第5条に規定する利用料金及び利用料金の減免を承認したときは、公告するものとする。

2 指定管理者は、前項の承認を受けたときは利用料金及び利用料金の減免基準を利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、温泉施設の管理に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の際、現に改正前の宍粟市一宮温泉施設管理規則（平成17年宍粟市規則第107号）の規定によりなされた処分、手続、その他行為については、平成18年9月1日（同日前に地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定期間の開始日の前日）までの間は、なお従前の例による。

様式第1号（第5条関係）

一宮温泉まほろばの湯利用料金承認申請書

年 月 日

宍粟市長 様

所在地
申請者 指定管理者名
代表者氏名 ㊟

一宮温泉まほろばの湯利用料金を下記のとおりとしたいので、宍粟市一宮温泉管理規則第5条の規定に基づき承認を申請します。

記

一宮温泉まほろばの湯利用料金

様式第2号（第5条関係）

一宮温泉まほろばの湯利用料金承認書

年 月 日

指定管理者名

代表者 様

宍粟市長 印

年 月 日付で申請のありました一宮温泉まほろばの湯利用料金については、承認します。

様式第3号（第5条関係）

一宮温泉まほろばの湯利用料金減免承認申請書

年 月 日

宍粟市長 様

所在地
申請者 指定管理者名
代表者氏名 ㊟

一宮温泉まほろばの湯利用料金の減免について下記のとおりとしたいので、宍粟市一宮温泉施設管理規則第5条の規定に基づき承認を申請します。

記

一宮温泉まほろばの湯利用料金減免基準

- 1 免除するもの
 - (1)
 - (2)
- 2 減額するもの

利用料金減額 %

様式第4号（第5条関係）

一宮温泉まほろばの湯利用料金減免承認書

年 月 日

指定管理者名

代表者 様

宍粟市長 印

年 月 日付で申請のありました一宮温泉まほろばの湯利用料金の減免については、承認します。

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第5条関係)